



# 佐賀県公報

平成20年  
3月24日  
(月曜日)  
号外2号

佐賀県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
(平成十三年佐賀県条例第二十九号)  
の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

◎佐賀県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (二十九・議会) 一

## 公布された条例のあらまし

○佐賀県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二十九号)

1 政務調査費の收支報告書には、領収書等の写しを添付しなければならないこととした。(第九条関係)

2 領収書等の写しは、五年間保存することとし、及び閲覧に供することとした。(第一二条関係)

3 平成二〇年四月一日から平成二三年三月三一日までの間における政務調査費の額について、月額二五万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額とすることとした。(附則第二項関係)

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。

## ○ 条例

佐賀県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県条例第二十九号

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県政務調査費の交付に関する条例の規定は、

様式中	「	〔広報費〕	〔〕」	を
		〔事務所費〕		

に

この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

参考資料

佐賀県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。  
 (政務調査費の額の特例)

2 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「三十万円」とあるのは「二十五万円」とする。

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

		改 正 後	改 正 前
(収支報告書)		(収支報告書)	(収支報告書)
第九条 略		第九条 略	第九条 略
3	前二項の収支報告書には、領収書その他の証拠書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を添付しなければならない。	3	議長は、前二項の規定により提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。
4	議長は、第一項又は第二項の規定により提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。	4	議長は、第一項又は第二項の規定により提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。
5	(収支報告書の保存及び閲覧)	(収支報告書の保存及び閲覧)	(収支報告書の保存及び閲覧)
6	第十二条 第九条の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しは、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。	6	第十二条 第九条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。
7	2 何人も、議長に対し前項の収支報告書及び領収書等の写しの閲覧を請求することができる。	2 何人も、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。	2 何人も、議長に対し前項の収支報告書及び領収書等の写しに記載されている情報のうち、佐賀県情報公開条例（昭和六十二年佐賀県条例第十七号）第六条の非開示情報を除き、閲覧に供するものとする。
8	3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書及び領収書等の写しに記載されている情報のうち、佐賀県情報公開条例（昭和六十二年佐賀県条例第十七号）第六条の非開示情報を除き、閲覧に供するものとする。	3 議長は、前項の規定による請求があつたときは、収支報告書及び領収書等の写しに記載されている情報のうち、佐賀県情報公開条例（昭和六十二年佐賀県条例第十七号）第六条の非開示情報を除き、閲覧に供するものとする。	(施行期日)
9	附 則	附 則	附 則

## 参考資料

改 正 後	改 正 前																											
<p>様式(第9条関係)</p> <p>略</p> <p>○○年度政務調査費収支報告書</p> <p>会派名</p> <p>1 略</p> <p>2 支出 (単位:千円)</p> <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>支出額</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>広報費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>事務所費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>3 略</p> <p>注) 略</p>	項目	支出額	備考	略			広報費			事務所費			略			<p>様式(第9条関係)</p> <p>略</p> <p>○○年度政務調査費収支報告書</p> <p>会派名</p> <p>1 略</p> <p>2 支出 (単位:千円)</p> <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>支出額</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>広報費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>3 略</p> <p>注) 略</p>	項目	支出額	備考	略			広報費			略		
項目	支出額	備考																										
略																												
広報費																												
事務所費																												
略																												
項目	支出額	備考																										
略																												
広報費																												
略																												

申購  
込読料

一か年三一、二〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年三月二十四日印刷及び発行  
者 佐賀県知事 古川康行

印刷発行定期所  
株 毎週月水金曜日  
古川総合印刷